

○京都府自治会館管理組合議会会議規則

(平成 8 年 2 月 20 日議会規則第 1 号)

(参集)

第 1 条 議員は、招集日の開議定刻前に指定された場所に参加し、その旨を議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第 2 条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(会期)

第 3 条 会期は、通常 1 日とする。

(議会の開閉)

第 4 条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第 5 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中、定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は会議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中、定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(日程の作成及び配布)

第 6 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(議事日程のない会議の通知)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第8条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要であると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会をすることができる。

(議題の宣告)

第9条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の朗読)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(討論及び表決)

第12条 議長は、質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第13条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(発言の通告等)

第14条 発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得て発言しなければならない。

2 発言の順序は、議長が定める。

(発言内容の制限)

第15条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(議事進行に関する発言)

第16条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言が前項の趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(質疑又は討論の終結)

第17条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

(表決問題の宣告)

第18条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第19条 表決宣告の際、会議場にいない議員は、表決に加わることはできない。

(条件の禁止)

第20条 表決には、条件を付けることができない。

(簡易表決)

第21条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。この場合において異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。

(品位の尊重)

第22条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

第23条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第24条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(議長の秩序保持権)

第25条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いずに会議にはかって決める。

(会議録の記載事項)

第26条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため出席した事務局職員の職氏名
- (5) 議事日程
- (6) 議長の諸報告
- (7) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (8) 会議に付した事件
- (9) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (10) 選挙の経過
- (11) 議事の経過
- (12) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録署名議員)

第27条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

附 則

この規則は、平成8年2月20日から施行する。